

保育所待機児童の支援制度

～熊本市待機児童支援助成事業のご案内～



この事業は、認可保育所等の入所要件を満たし入所申込を行っても入所できず、月単位で認可外保育施設を利用されているご家庭の経済的負担を軽減することを目的としています。

◆補助の認定対象となる方◆

＜以下の要件をすべて満たすことが条件です＞

- ① 通所可能な認可保育所等に入所できず、対象となる認可外保育施設を月単位で契約し利用
- ② 第一希望に限定せずに認可保育所等の利用を希望
- ③ 認可外保育施設の利用料が認可保育所等の利用者負担額（保育料）を上回る
- ④ 保護者の方が現に就労・就学・疾病等により家庭での保育ができない
- ⑤ 保護者の方の認可保育所等の保育料算定における市町村民税所得割額が 97,000円未満
- ⑥ 認可保育所の保育料または市税の滞納がない



お問い合わせは
熊本市役所保育幼稚園課
各区保健子ども課 へ

◆手続の主な流れ◆

「補助金受給資格の認定申請」「補助金の交付申請」の2回申請が必要です。

① 受給資格の認定申請

左の6つの要件をすべて満たしてから、30日以内に申請してください。
○要件をすべて満たしてから30日以内に申請した場合
→要件をすべて満たした月から認定
○要件をすべて満たしてから31日以降に申請した場合
→申請した月から認定

② 認可外保育施設の利用・利用料の支払い

対象となる認可外保育施設及び利用形態については裏面をご参照ください。

③ 補助金の交付申請

①の申請後、認定された方に交付申請書を直接郵送いたしますので、認可外保育施設の利用料の領収証などを添付して、期限までに申請してください。

④ 補助金の支給

支給月は、9月・翌年1月・翌年5月の年3回です。

詳細は裏面へ

本事業は、財源の一部に宝くじの収益金が充てられています。



熊本市待機児童支援助成事業（詳細）

◆対象者について

○申請者（保護者）

児童の父、母、または児童の養育者（児童が父母に養育されていない場合）のうち認可保育所等（認可保育所、認定こども園、地域型保育事業）に入所申込をされた方が申請者となります。

○対象となる方

以下の要件を全て満たす保護者を対象とします。

- ①認可保育所等の入所要件を満たし入所申込を行ったが、通所可能な施設に入所できず、月単位で補助金の対象となる認可外保育施設を利用している。
- ②申請時において、保護者の方が現に就労・就学・疾病等により、家庭での保育ができない。
- ③認可保育所等の保育料算定における市町村民税所得割額が97,000円未満。

○対象外となる方

- ①認可保育所等の保育料算定における市町村民税所得割額が97,000円以上。
- ②第一希望の認可保育所等以外に入所を希望しない場合（希望する認可保育所等への入所を断った場合も含む）。※特別な事情がある場合を除く。
- ③保護者が現に就労等を行っていない場合。
- ④保護者が認可保育所の保育料または市税を滞納している場合。
- ⑤認可外保育施設の利用料が認可保育所等の利用者負担額以下の場合。
- ⑥企業主導型保育事業を行う施設の企業枠に通っている場合。
- ⑦無償化対象の児童の場合（3歳から5歳及び非課税世帯の0歳から2歳）

◆対象施設

市または県に届出を行っている認可外保育施設。
事業所内保育施設や英会話などを主目的とする施設、一時預かりなどは除きます。詳しくは保育幼稚園課へお尋ねください。

◆補助金の支給対象となる利用形態（一時利用は除きます。）

概ね1日4時間以上かつ月1.3日以上利用する見込みで月極契約していること。

お問い合わせ・申請書提出先	
市役所保育幼稚園課 096-328-2568	
各区保健子ども課	
中央区	328-2421
東区	367-9130
西区	329-6838
南区	357-4135
北区	272-1104

申請書記布場所
市役所保育幼稚園課
各区保健子ども課
各総合出張所 (託麻、河内、天明、幸田、城南、清水)

申請書は、熊本市HPからもダウンロードできます。また、HPにも詳細を掲載しておりますので、そちらもご覧ください。
その他お尋ねは保育幼稚園課（328-2568）まで。

◆補助金額について

認可保育所等の保育料の階層区分に応じて、月5,000円～13,500円を補助基準額とします。ただし、補助基準額と認可外利用料から認可保育料を差し引いた額とを比較して少ない金額が上限となります。

○補助基準額

保育料の階層区分	区分	3歳未満児
第3	市町村民税所得割額が24,300円未満	13,500円
第4	市町村民税所得割額が24,300円以上48,600円未満	12,500円
第5	市町村民税所得割額が48,600円以上65,000円未満	10,500円
第6	市町村民税所得割額が65,000円以上81,000円未満	7,500円
第7	市町村民税所得割額が81,000円以上97,000円未満	5,000円

※生活保護世帯及び市市民税非課税世帯は補助対象外です。
※市町村民税所得割額が97,000円以上となる第8階層～第16階層は補助対象外です。
※保育料の算定に用いる市町村民税所得割額は、4月～8月分は前年度の市町村民税所得割額、9月～3月分は当年度市町村民税所得割額としますので、9月から補助対象外となる場合もございます。
※平成30年度より、政令指定都市における個人住民税の市市民税の税率が6%から8%へ引き上げられました。しかし、本補助金の算定では旧税率で計算した税額を用いて階層の判定を行うため、記載してある税額に6/8を乗じた額を目安として階層をご確認ください。（政令指定都市以外で課税されている方はそのままの額でご確認ください。）

◆申請方法について

○認定申請に必要なもの

- ①受給資格認定申請書
- ②認可外保育施設利用状況証明書

※2号又は3号認定を受け、認可保育所等の申込を行い待機となっていることが前提となります。また、認可保育所等の申込に必要な書類が全て提出されていない場合は認定が遅れるおそれがありますのでご注意ください。

○交付申請に必要なもの

- ①補助金交付申請書（受給資格が認定された方に直接郵送します）
- ②利用料の領収証または利用料の支払証明書
- ③補助金振込先口座の通帳等の写し

○申請場所

市役所保育幼稚園課または各区保健子ども課

○支給時期

年3回（4～7月分は9月、8～11月分は翌年1月、12月～3月分は翌年5月）